

平成19年（2007年）第1回

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会

4月臨時会会議録

4月27日（金）

午前10時9分 開会

午後3時40分 閉会

平成19年4月27日（金曜日）午前10時9分開議

○出席議員

1番、上門孝子議員	2番、下地秀一議員	
3番、与那嶺誠議員	4番、座波一議員	
5番、金城信光議員	6番、島勝政議員	
7番、宮城寛諄議員	8番、湧川朝涉議員	
9番、豊見城玄淳議員	10番、前田善輝議員	
11番、伊礼政吉議員	12番、中村勇議員	
13番、花城貞光議員	14番、比嘉敦子議員	
15番、安慶田光男議員	16番、上江洲盛元議員	
17番、金城吉夫議員	18番、東寛治議員	
19番、金城利光議員	20番、宮城博議員	
21番、宮平秀保議員	22番、富春治議員	
23番、島袋権勇議員	24番、賀数武治議員	25番又吉正信

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

広域連合長	知念 恒男			
事務局長	榑原 毅			
総務課長	香村 一夫	副主幹	殿内 一	
管理課長	具志堅 興淳	副主幹	仲宗根 勲	主事 平田 繁也
事業課長	安里 茂治			
会計室長	島袋 朝以	副主幹	渡久地 政人	

○職務のため出席した者

書 記	仲地 紀男
書 記	比嘉 和也
	城間 智江子

平成19年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合臨時会

議事日程

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

第6 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

第7 委員の選任・委員長選挙、委員による互選

第8 沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について

第9 沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について

第10 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について

第11 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合定例会の回数を定める条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合監査委員条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休日及び休暇にかんする条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例)

専決処分の報告及び承認を求めることについて

- (沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- (沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- (沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- (沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- (沖縄県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例)
専決処分の報告及び承認を求めることについて
- (沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について)
- 第12 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について)
- 第13 沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 第14 沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の一部を改正する条例について
沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正する条例について

○事務局（仲地紀男）

おはようございます。事務局の仲地でございます。

本臨時議会は、沖縄県後期高齢者医療広域連合発足後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、東寛治議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

東寛治議員、議長席にお着き願います。

○東寛治 臨時議長

おはようございます。ただいま紹介いただきました東寛治でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

○東寛治 臨時議長

初めに、職員2名と速記者を2名配置いたしますのでご了承をお願いいたします。

職員、席に着いてください。

○東寛治 臨時議長

ただいまの出席議員は、25名で定足数に達しております。

よって、平成19年度第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会臨時議会を開会いたします。

（午前10時9分 開会）

○東寛治 臨時議長

これより本日の会議を開きます。

お諮りをいたします。

議事の進行につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の会議規則が制定されておきませんので、この臨時会の議員提出第1号で提案される沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案に準じて進行したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○東寛治 臨時議長

ご異議なしと認めます。

よって、これからの議事の進行につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案によって進行することに決定いたしました。

○東寛治 臨時議長

日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

○東寛治 臨時議長

日程2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

選挙は、市の例により行います。

○東寛治 臨時議長

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○東寛治 臨時議長

ただいまの出席議員数は25人です。

○東寛治 臨時議長

今から投票用紙を配付させます。

なお、現時点では、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が制定されておきませんが、投票用紙には議会印が押してあります。これは投票用紙の正確さを期するためのものでありますので、ご了承をお願いいたします。

事務局、投票用紙を配ってください。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○東寛治 臨時議長東

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○東寛治 臨時議長

配付漏れなしと認めます。

○東寛治 臨時議長

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○東寛治 臨時議長

異状なしと認めます。

○東寛治 臨時議長

ただいまから投票を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局、点呼を命じます

○事務局(仲地紀男)

お名前を読み上げます。

1番、島袋権勇議員。2番、金城利光議員。3番、与那嶺誠議員。5番、金城信光議員。6番、島勝政議員。7番、又吉正信議員。8番、花城貞光議員。9番、比嘉敦子議員。10番、前田善輝議員。11番、伊礼政吉議員。12番、中村勇議員。13番、富春治議員。14番、湧川朝涉議員。15番、安慶田光男議員。16番、賀数武治議員。17番、金城吉夫議員。18番、座波一議員。19番、宮城寛諄議員。20番、宮城博議員。21番、宮平秀保議員。22番、上江洲盛元議員。23番、下地秀一議員。24番、上門孝子議員。25番、豊見城玄諄議員。4番、東寛治議員。

(投票)

○東寛治 臨時議長

投票漏れは、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○東寛治 臨時議長

投票漏れなしと認めます。

○東寛治 臨時議長

投票を終わります。

○東寛治 臨時議長

開票を行います。

○東寛治 臨時議長

島袋権勇議員、金城利光議員。開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会議員登壇)

(開票作業)

○東寛治 臨時議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票、有効投票25票、無効投票0票。有効投票のうち、又吉正信議員21票、宮城寛諄議員3票、前田善輝議員1票。

この選挙の法定得票数は6.25票です。したがって、又吉正信議員が議長に当選されました。

○東寛治 臨時議長

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○東寛治 臨時議長

ただいま議長に当選された又吉正信議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定の例によって、当選の告知をします。

又吉正信議員、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○又吉正信 議員

皆さん、おはようございます。ただいまご指名いただきました又吉正信です。

先輩方が多い中で、新しく連合組織ができて、また、これからのスタートと思いますけれども、皆さんのお知恵を拝借しながら、議会がスムーズに運営できるようにご協力をお願いしたいと思います。また、後期高齢の皆様に対して、私ども精進して一生懸命頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

(拍手)

○東寛治 臨時議長

これもちまして、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。議員各位のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

(拍手)

それでは、又吉議長。議長席にお着きを願います。

しばらく休憩いたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○議長 (又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局と打ち合わせがありますので、しばらくの間休憩をしていきたいと思っております。

15分間、休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○議長 (又吉正信) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、この際、諸般の報告を行います。

4月27日付け沖縄県後期高齢者医療広域連合長から、議案の送付がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります日程表のとおり、本日の日程に追加議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、追加日程表のとおり、本日の日程に追加議題とすることに決しました。

○議長（又吉正信）

追加日程第1、議席の指定を行います。

（「調整しますので、休憩願います」

という者あり）

○議長（又吉正信）

11時まで休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席はただいまご着席の議席としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（又吉正信）

異議がないようですので、ただいまの議席で今後の議会を行っていきたいと思います。

○議長（又吉正信）

追加日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案第118条の規定の例により議長において、上門孝子議員、下地秀一議員を指名いたします。

○議長（又吉正信）

追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

臨時会の会期を本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（又吉正信）

追加日程4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（又吉正信）

ただいまの出席議員数は25人です。

今から投票用紙を配付させます。

事務局、投票用紙を配ってください。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配付）

○議長（又吉正信）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（又吉正信）

配付漏れなしと認めます。

○議長（又吉正信）

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（又吉正信）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局（仲地紀男）

それでは、お名前を読み上げます。

1番、上門孝子議員。2番、下地秀一議員。3番、与那嶺誠議員。4番、座波一議員。5番、金城信光議員。6番、島勝政議員。7番、宮城寛諄議員。8番、湧川朝涉議員。9番、豊見城玄淳議員。10番、前田善輝議員。11番、伊礼政吉議員。12番、中村勇議員。13番、花城貞光議員。14番、比嘉敦子議員。15番、安慶田光男議員。16番、上江洲盛元議員。17番、金城吉夫議員。18番、東寛治議員。19番、金城利光議員。20番、宮城博議員。21番、宮平秀保議員。22番、富春治議員。23番、島袋権勇議員。24番、賀数武治議員。又吉正信議長。

（投票）

○議長（又吉正信）

投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

投票漏れなしと認めます。

○議長（又吉正信）

投票を終わります。

○議長（又吉正信）

開票を行います。

○議長（又吉正信）

上門孝子議員及び下地秀一議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会議員登壇）

（開票作業）

○議長（又吉正信）

選挙の結果を報告します。

投票総数25票、有効投票25票、無効投票0票です。有効投票のうち、富春治議員20票、湧川朝涉議員3票、比嘉敦子議員1票、中村勇議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6.25票です。したがって、富春治議員が副議長に当選されました。

○議長（又吉正信）

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（又吉正信）

ただいま、議長に当選された富春治議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定の例によって、当選の告知をいたします。

○議長（又吉正信）

富春治議員当選の承諾及びご挨拶の登壇をお願いいたします。

○富春治 議員

皆さん、こんにちは。ただいま副議長に選出をさせていただきました西原町議会選出の富春治でございます。

この沖縄県後期高齢者医療広域連合の、これから大変重要な高齢化社会を迎えて、本当に私ども議会も、また行政執行部も、よく車の両輪とは申せど、私も今非常に責任ある立場で襟度の緊張感を持ちながら、先ほど選出されました又吉正信議員をしっかり支えて、またこの事業がスムーズにいきますことを議員諸侯共々に切磋琢磨しながら、向こう4年近くを一生懸命力んでいきたいと思っておりますので、ひとつ皆様方のご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

（拍手）

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5、議員定数議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

比嘉敦子議員。提案理由の説明をお願いいたします。

○比嘉敦子 議員

議員提出議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議長 又吉正信様。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を、地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成19年4月27日提出。

提出者、沖縄県後期高齢者医療広域連合議員 比嘉敦子。

賛成者、沖縄県後期高齢者医療広域連合議員 花城貞光、中村勇。

提案理由。沖縄県後期高齢者医療広域連合発足に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を制定する必要があるため、地方自治法第120条の規定に基づき提案する。

議員提出議案第1号について、提案理由を補足してご説明いたします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会発足に伴い、議会関係の条例規則を整備する必要があることから提案するものであります。

地方自治法第120条会議規則の規定に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の会議の諸手続き、議会における選挙、請願、規律等、議会運営に関する一般的な手続き及び内部規定を定め、公正で効率的な議会運営を図るため、規則を制定するものであります。

なお、議員提出議案1号につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員全体協議会において、協議・調整されたものであります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

（「議長、休憩してください」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○又吉正信 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

再開は午後1時といたします。

休憩いたします。

(午前11時27分 休憩)

(午後1時3分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩いたします。

(午後1時3分 休憩)

(午後1時4分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議案第1号の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員全体会議において、協議されておりますので、質疑討論を省略して、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、質疑討論を省略して、ただちに採決することに決定しました。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定については、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○又吉正信 議長

追加日程第6、議員提出議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子 議員

議員提出議案第2号、沖縄県後期高齢者医療連合議会議長 又吉正信様。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成19年4月27日提出。

提出者、沖縄県後期高齢者医療広域連合議員 比嘉敦子。

賛成者、沖縄県後期高齢者医療広域連合議員 花城貞光、中村勇。

提案理由。沖縄県後期高齢者医療広域連合発足に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例を制定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により、準用する同法第109条の2及び第110条の規定に基づき提案する。

議員提出議案第2号について、提案理由を補足してご説明いたします。

本案は、先ほどの会議規則に定めるもののほかに、地方自治法第109条の2の規定により、委員会定数、所管事務、委員の選任方法等について定めるものであります。

条例案については、別紙のとおりでございます。

なお、議員提出議案2号につきましても、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員全体協議会において、協議、調整されたものであります。ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（又吉正信）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議員提出議案第2号につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員全体会議において、協議されておりますので、質疑討論を省略して、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、質疑討論を省略して、ただちに採決することに決定しました。

○議長（又吉正信）

これより採決に入ります。

議員提出議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（又吉正信）

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

（午後1時9分 休憩）

（午後1時12分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（又吉正信）

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定に基づき、お手元にお配りいたしました名簿のとおり、島勝政議員、湧川朝涉議員、比嘉敦子議員、中村勇議員、伊礼政吉議員、賀数武治議員、下地秀一議員、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは議会運営委員会の委員が決まりましたので、委員会条例第5条第1項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

○議長（又吉正信）

これより委員長及び副委員長を互選していただきたいと思えます。

議会運営委員会の場所は次のとおり定めます。第2会議室と定めます。

休憩いたします。

（午後1時13分 休憩）

（午後1時17分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をしていただきました。その結果が届いておりますので、ご報告申し上げます。

議会運営委員長に賀数武治議員、副委員長に比嘉敦子議員、以上のとおり選任されました。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後1時18分 休憩）

（午後1時20分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（又吉正信）

追加日程第8、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意についてを議題といたします。

それでは、これより提案者の提案説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長（知念恒男）

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について、下記の者を沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長に選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第13条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記

氏 名 西平 賀雄

氏 名 儀武 剛

平成19年4月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知念恒男。

提案理由でございますが、沖縄県後期高齢者医療広域連合第11条第1項広域連合に副広域連合長2人を置かなければならないということで議会の同意を得る必要があるための提案でございます。

なお、履歴書等について別に添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（又吉正信）

これより採決に入ります。

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意についてを採決いたします。
本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって本案は同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

(午後1時22分 休憩)

(午後1時23分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(又吉正信)

追加日程第9、同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意についてを議題といたします。

それでは、これより提案者の提案説明を求めます。知念恒男連合長。

○連合長(知念恒男)

同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について。下記の者を沖縄県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

氏名 高嶺 善包

平成19年4月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知念恒男。

提案理由でございますが、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定によるもので、議会の同意を得る必要があるための提案でございます。

なお、履歴書等について別に添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(又吉正信)

これより採決に入ります。

同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長(又吉正信)

休憩いたします。

(午後1時25分 休憩)

(午後1時26分 再開)

○議長(又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

10分程度休憩いたします。

(午後 1 時26分 休憩)

(午後 1 時37分 再開)

○議長 (又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○又吉正信 議長

追加日程第10、同意議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案の議事につきましては、金城利光議員が地方自治法第117条の規定によって除斥されますので退席を求めます。

(金城利光議員退席)

それではこれより提案者の提案説明を求めます。

知念恒男連合長

○連合長 (知念恒男)

同意議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員の選任同意について、下記の者を沖縄県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

氏 名 金城 利光

平成19年4月27日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知念恒男。

提案理由でございますが、沖縄県後期高齢者医療広域連合の発足に伴い、議会の同意を得る必要があるための提案でございます。

なお、履歴書につきましては、別添、添付させていただいておりますので、ご参照のほどよろしくお問い合わせいたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 (又吉正信)

これより採決に入ります。

同意議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員の選任同意についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

(午後 1 時40分 休憩)

(午後 1 時42分 再開)

○議長 (又吉正信)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長 (又吉正信)

追加日程第11、承認第1号、専決処分報告及び承認を求めることについて (沖縄県後期高齢者医療

広域連合公告式条例) から承認第19号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について)を一括して議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議がないようでありますので、追加日程第11、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式条例) から、承認第19号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について)を一括して議題とします。

本案については提案理由の説明を求めます。

○連合長(知念恒男)

承認第1号から承認19号の提案理由に関して、詳しくは、事務局長のほうから説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(又吉正信)

榊原毅事務局長

○事務局長(榊原毅)

承認案件についてご説明申し上げます。

まず資料25ページでございます承認番号第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式条例についてでございます。

地方自治法第16条の規定に基づいて、広域連合の条例等の公布に関し必要な事項を定めるものでございまして、具体的には条例及び規則の公布は、広域連合事務所の掲示板に掲示して行うことを定めております。

引き続きまして、承認番号第2号、27ページでございます。条例は、沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例でございます。広域連合の休日について必要な事項を定めるものでございまして、広域連合の休日といたしまして、日曜日及び土曜日。国民の休日に関する法律に規定する休日。それから年末・年始、12月29日から1月3日までを規定するものでございます。

引き続きまして、29ページでございます承認番号第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例についてでございます。

これは広域連合長の権限に属する事務を処理させるための事務局を設置するために必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、31ページ、承認番号第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員定数条例についてでございます。広域連合の職員の定数に関し必要な事項を規定するものでございまして、事務局の職員の定数を30人とするものでございます。

引き続きまして33ページ、承認番号第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例についてでございます。

これは広域連合の議会の回数について必要な事項を定めるものでございまして、定例会といたしまして、毎年2回開催することを規定してございます。

引き続きまして35ページ、承認番号第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合監査委員条例でございます。これは監査委員に関し必要な事項を定めるものでございまして、定例監査、請求または要求に基づく監査等について必要な規定を置くものでございます。

引き続きまして、38ページでございます承認番号第7号についてでございます。沖縄県後期高齢者医

療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

これは特別職の非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の額等について定めるものでございまして、議長、副議長、連合長、副連合長、あるいは議員の報酬等について定めるものでございます。

42ページにございます承認番号第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例についてでございます。

これは職員の定年に関して必要な事項を定めるものでございまして、定年を60歳、そして再任用等ができることを規定してございます。

引き続きまして45ページにございます承認番号第9号についてでございます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

これは職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものでございまして、広域連合長が定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名しなければならないことを定めるものでございます。

引き続きまして47ページ、承認番号第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

これは職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものでございまして、研修を受ける場合等につきまして、職務の専念義務を免除するものでございます。

引き続きまして49ページ、承認番号第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例でございます。これは職員の給与に関し必要な事項を定めるものでございまして、職員につきまして、いわゆる人事院勧告準拠、人事院勧告の一般行政職員俸給表(一)に準拠して定めるとともに、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等について定めるものでございます。

引き続きまして、67ページにございます承認番号第12号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例でございます。

これは職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものでございまして、職員の勤務時間を週40時間といたしまして、1日の勤務時間を8時間とすること。あるいは休暇の種類は、年次、病気、特別及び介護休暇とすることなどを定めるものでございます。

引き続きまして73ページ、承認番号第13号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例についてでございます。

これは職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き等について必要な事項を定めてございます。具体的には休職の事由、期間効果等を定めるものでございます。

引き続きまして76ページ、承認番号第14号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例についてでございます。

これは職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものでございまして、懲戒の手續あるいは減給、停職の効果等について定めを置いてございます。

引き続きまして78ページ、承認番号第15号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例についてでございます。

これは職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございまして、育児休業をすることができない職員あるいは再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業の期間の延長ができる特別の事情等を規定するものでございます。

引き続きまして82ページにございます承認番号第16号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例についてでございます。

これは職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものでございまして、退職手当の支給額等について規定を置いてございます。

続きまして106ページ、承認番号第17号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例で

ございます。

これは職員及び職員以外の者に支給する旅費について必要な事項を定めるものでございます。

具体的な旅費の種類といたしまして、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料等を定めるものでございます。

引き続きまして117ページにございます。承認番号第18号、沖縄県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についてでございます。

これは長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものでございまして、事務機器あるいは車両、情報処理機器について長期契約を定めてございます。

続きまして119ページ、承認番号第19号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定についてでございます。

これは沖縄県後期高齢者医療広域連合の設立に伴いまして、沖縄県後期高齢者医療広域連合の公金の収納あるいは支払いの事務が生じるために、指定金融機関を指定するものでございまして、具体的には沖縄銀行を指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（又吉正信）

これより質疑に入ります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

湧川朝涉議員。

○湧川朝涉 議員

承認第11号、専決処分、連合職員の給与に関する条例について質疑を行います。

事前に渡された資料によりますと、54ページ、第17条の通勤手当なんですけれども、今回初めてこういう広域な保険組合ができたわけなんですけれども、当然職員も出向して来られていると思うんです。遠い職員などは高速道路を使わなければ、1時間半、2時間近い片道の通勤を余儀なくされていると思うので、この場合、それに関する実費、これが十分に保証されて当たり前だというふうに思うし、そういったことを前提に、今回の組合の予算もあるべきだという立場から質疑をいたします。

今回、この通勤手当が、そういう実態に見合った実費支給となっているのか、これについて説明を願います。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

こちらの条例につきましては、まさに議員がおっしゃるような実費支給という観点から、関係市町村の協議も踏まえまして定めたものでございます。

具体的に申し上げますと、自宅から自動車等を利用した場合に、その距離に応じまして支給されるということに加えて、西原以南あるいは宜野座以北から通ってまいります職員につきましては、高速道路の利用ということをお認めまして、具体的にはETCを使えば半額になるということございまして、その半額相当分について支給するということになってございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

湧川朝涉議員。

○湧川朝涉 議員

どうも答弁ありがとうございました。

しかし、ETCというのは、僕の認識不足でしたらあれですけれども、半額という設定は時間帯が限

られているんじゃないでしょうか。広域ですから場合によっては、その加盟する自治体との調整、それとまた県庁との調整ということで、なにも朝夕に、この出勤時間に限った移動だけではないと思うんです。そういったときは高速道路を使うなというふうなものでしたら、実際仕事の量とか、スムーズさという機動力という意味では欠けるというふうに思うんですけれども、このへんはどうなんでしょうか。

これについては、当然、必要であれば、基本的にその分の高速については認めると。半額にならないわけですね。ならない分は職員が云々じゃなくて、これは当然職務に関する負担ですから、費用ですから、これについては実費を出すというのが僕は当たり前の対応だと思うんですけれども、これについての見解をお聞かせください。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。

県庁との調整その他につきましては、公用車のほうを一応私ども用意しておりまして、その公用車を利用して県庁との調整等を行うということになるかと思えます。

その場合には、当然、高速道等を利用した場合は、当然職員にその職員に実費を負担させることはないということになるかと思えます。

○議長（又吉正信）

湧川朝渉議員。

○湧川朝渉 議員

公用車だからというのはちょっといかなものかなと。実態とは多分違うと思うんですよね。

僕は遠いところで勤務した経験もあるんですけれども、どうしても朝調整をして出勤しなければならないと。公用車じゃないんですよ、自家用を使って出勤しなければならないということもありますし、そして、帰りがてら、もう5時、6時、ちょうど県庁との調整がその時間しかないというときもあるでしょうし、3時からというときもあって、具体的にはそれが7時になったら公用車だから、また、どうなんでしょうか。いったんこちらに戻ってこないといけないんでしょうかね。そういったことを、実際の職員の流れとはやっぱり私はそぐわないと。今回は条例ですから、細かいことはぜひ規則なりで、細かいそういったもの、始まったばかりですので、ぜひ実態に合う対応をぜひ心がけていただき、くれぐれも広域の中で各市町村から志をもってこちらに来ているわけですから、職員が頑張れば頑張るほど自己負担を強いられるといったことが絶対ないように、規則でそういった点は十分にカバーしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（又吉正信）

ほかに質疑はありませんか。

上江洲盛元議員。

○上江洲盛元 議員

承認案件第17号、106ページの専決処分沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の承認についてであります。109ページを開けてください。

109ページの第6条「旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする」とありますが、その中で10条から18条までは、10条というのは鉄道賃、19条、扶養親族移転料までは条文がありますが、支度料については条文が書かれておりません。それで、これは古い時代に出張するときに背広をつくったり、その他いろいろ準備が必要ということの時代がありましたね。そんなことなのか、内容がどうして条文には出てこないのか、ちょっと説明いただきたい。支度料についてです。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後 2 時 2 分 休憩）

（午後 2 時 4 分 再開）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。

条例のこの種類の中には設けられてございますが、基本的には具体的な定めは置いてございませんので、支給はしないという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（又吉正信）

上江洲盛元議員。

○上江洲盛元 議員

これから、実態、事実が出てこないというものについては削除を要求します。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後 2 時 5 分 休憩）

（午後 2 時 6 分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。冒頭、先ほどの答弁を訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

支度料につきましては、規定がございまして、110ページの上から2行目、第6条第12項でございます。「支度料は、外国への出張について定額により支給する」というふうに規定しているところでございます。

114ページの第22条をご覧くださいますと、「外国旅行については国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて広域連合長が定める額を旅費として支給する」とございまして、この中で必要な定めを置く予定でございます。

訂正になりましたことをお詫びいたします。

○議長（又吉正信）

上江洲盛元議員。

○上江洲盛元 議員

特別な定めを今言われたんですが、今、非常に財政が厳しいときに、こんなのはいらんじゃないのかと。どうですか、皆さん。外国に行くために背広をつくってあげますと、こんなことは私服でいいんですよ。これは僕はいらんと思います。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えをいたします。

この支度料についてでございますが、背広代ということではございません。それだけ補足して追加申し上げたいと思います。

○議長（又吉正信）

上江洲盛元議員。

○上江洲盛元 議員

具体的に背広の話が出ていましたが、じゃ、一体、具体的に何なのと、ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えをいたします。

パスポートの取得に必要な費用、その他の費用ということでございます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

島袋権勇議員。

○島袋権勇 議員

ただいまの件に関してですけど、実態というか、確かに支度料というのは、それぞれの自治体においても条例事項の中で、あるいは規則の中でも制定されているところもあります。ただ、あくまでも外国ということであって、もし、その支度料、例えば先ほどはパスポート、その他と言っておりますけれども、本事業において、国内の法律ですよ。国内法でこの法律が今制定されて来年度執行していこうと。そのためのものであって、外国に行くという部分において、はたしてそれが整合性なのかどうかという部分。そうでなければ、その文言そのものは削除しておいてもいいんじゃないか。もしそうでなければ、自治法上の皆さんのいろいろ自治体の自治法をそのままってきてあるということも考えるわけですけども、そういったものの整合性の中で置いておかなければならないということなのかどうか。そこらへんはもう一度検討する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、局長、もう一度答弁お願いします。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

ご指摘の件についてでございますが、確かに一方で、仮に私ども現段階で、外国のところへ行くということ、すぐ近くの未来に想定しているわけではございません。当然、何らかをやるときは決裁をいただきまして、執行部として連合長まで判断をいただいた上で、仮に必要ながあれば行くということになるかと思えます。

その際に、いずれにしましても、仮にそういった事態が生じた場合もあらかじめ念頭においておいて、これは規定だけを置いておくのか、あるいは確かにおっしゃるようにすぐに必要はないのだから、そのときに1回議会を開いてやればいいのかという両方のお考えがあらうかと思えますので、私どものほうでもさらに検討させていただければというふうに思います。

（「休憩願います」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時17分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄 議員

2点お伺いしたいんですけども、1つは34ページの定例会の回数が2回というところなんですけれども、これは何月と何月なのか。その点をお伺いしたいと思います。

それともう1つは、先ほどから質問が出たところなんですけれども、旅行、出張費の宿泊料についてもお伺いしたいんですけども、運賃等は実費と、現に支給した分ということになっているんですけども、この宿泊料については定額とするというふうになっていますね。

この宿泊料についても、例えばこの表に出ている額、これを上限として実費を支払うと。要するに上限として実費を支払うというほうが僕は望ましいのではないかというふうに思うんですけども、なぜ定額というふうになされたのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時19分 再開)

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○事務局長（榊原毅）

お答えをいたします。

定例会につきましては、8月と2月を予定しているところでございます。

それから、あと宿泊費についてでございますが、那覇市その他関係市町村、あるいは介護の広域連合において同じように定額と定められていることからこのように定めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄 議員

構成している他の市町村が定額だということなんですけれども、この後期高齢者の医療広域連合というのは、要するに医療費がかかると。これはコストを少しでも安くするというところでスタートした連合のはずなんです。そこにおいてはもっともっと削減、要するに経費を削減できるところは削っていくという、その趣旨に立たないと私はいけないと思うんです。

ですから、その意味からも定額ではなくて、本当にかかった実費を支払うという、その方向に向かうべきではないかというふうに思うんですけども、他の町村が定額だから定額だと。そういうふうになりますと、この根拠というのが薄らいでくるのではないのかというふうに思うんですけども、交通費も実費なんです。宿泊料も実費にするという方法がいいのではないかというふうに思うんですけども、再度答弁をお願いします。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

繰り返しの答えになってしまいますが、私どもの考えとしましては、必ずしもご賛同いただけないのかもしれませんが、やはり、ほかの市町村とのバランスなども考慮して、今の案がいいのではないかと考えているところでございます。

○議長（又吉正信）

湧川朝涉議員。

（「議長」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

2回目じゃないですか。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時22分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

安慶田光男議員。

○安慶田光男 議員

すみません、1つだけ確認しましょうね。

今、条例で議会の、定例会の回数を決めてあります。年2回。今回は臨時議会だからそうかもしれませんが、かなりの専決処分がありますよね。この広域連合というのは、どのぐらいの事務量がわかりませんが、ある意味では専決処分というのは、議会の権能を軽視した形になるんですよね。そういう意味ですと、何のための議会かとなってくると、私たちも市民の代表、県民の代表だとなると、これでいいのかなど。皆さん方検討された上でそうなっているんでしょうけど、どのぐらいの事業量がわかりませんので、どのぐらいの要するに議会にかける件数かわかりませんが、ただ、きょう見ると異常なほどの専決処分ですよね。こういう専決処分というのは私たちずっと議会を見てきて、この数は見たことないんですよ。

私、正直言って港湾の広域にも入ってますし、南風原とのごみを見ているのですけれども、そんなに専決処分というのはないものですから。それが適当であったのか。ただ、ほかの市町村が広域で2回だったから2回としたのか。これの根拠を説明をさせていただいて、大丈夫だと皆さんが自信をもって言える数字なのかどうか。このへんをご説明願います。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。

今回は確かに専決は多いと、そのとおりかと思えます。特に広域連合、3月中に、18年度中に立ち上げなければならないということを法律で決められておまして、そのために職員に関することですか、最小限の専決を、量は多いですがさせていただきました。

今後でございますが、基本的に介護の広域連合も年2回というふうになっておまして、基本的にはそれで足りると思っています。

ただし、今年は特に保険料の話、その他いろいろございますので、おそらく必要に応じてさらに臨時会を開きまして、けして議会軽視とか、そういうことがないようにやっていきたいというふうに思っております。

ただ、定例会といたしましては、2回で十分ではないかと考えているところでございます。

（「以上です」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ほかに質疑ありませんか。

花城貞光議員。

○花城貞光 議員

2点だけお伺いさせていただきます。

承認第11号、53ページになります。

職員の給与に関する部分の第14条になります。53ページに第14条がございまして、地域手当について定義がございます。この中の地域手当、1級地～6級地まで、その地域の経済状況に応じて給与を算定するというような形になっているわけなんです、この1級地～6級地、具体的には規則で定めるようになっていますが、想定しているものは県内なのか、それとも他府県、日本全国ベースでのものなのか。

これはいわゆる国家公務員が赴任する場合に、例えば都市地域での給与ベースと、地方に行った場合の給与ベースと違う場合の考え方、地域手当というものだったと思うんですが、それをここで採用することになったのか。その件をお伺いさせていただきます。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時27分 再開)

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

花城貞光議員。

○花城貞光 議員

できたら早めに終わりたいと思いますので。

もう1点は、指定金融機関について。承認第19号、119ページです。

今回、この承認、指定金融については、沖縄銀行を指定するという事で予定がされておまして、指定期間が1年半、1年と2カ月ですか。そういう半端な、この指定金融を沖縄銀行にされた理由を、銀行がたくさんあるわけなんです、そういう中でなぜ沖縄銀行さんなのかということが1点と。

もう1つは期間がそういう半端な、普通は3年とか5年とか、長期契約についての条例にも5年が普通というふうになっておりますので、なぜ金融だけが1年と2カ月になっているのか。その件、すみません、1回目でまとめてお願いしたいと思います。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時29分 再開)

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。

まず最初の質問、53ページの地域手当についてでございますが、これは全国規模での国家公務員その他との人事交流というものを念頭に置いたものでございます。

それから、もう1つ、121ページについてのご質問でございます。なぜ沖縄銀行になったのかということと、あと指定期間がなぜ中途半端なのかというご質問でございます。

実は指定金融機関、これまではただでやるということが非常に多かったのですが、昨今、やはり経

営状況が非常に悪化しているということがありまして、私どもも県内の主要の金融機関にあたりましたところ、やはり手数料がほしいというところがほとんどでございました。

その中で沖縄銀行さんは、とりあえず制度が本格的に始まるまではただで結構でございますという申し出がございましたので、指定金融機関として指定しているということでございます。

時期がなぜ6月30日かということでございますが、先ほどの本格的に制度が始まるというのが、制度自体は4月1日から始まるのですが、実際に医療機関にかかりまして、それが支払い機関に行きまして、そして、特に高額療養費という自己負担が大きかった方に対して、あとでお支払い回数の制度がございしますが、そのときに指定金融機関を通じて広域連合のほうが払うという段階で急激に取り引きが増えるのですが、それが発生すると思われまして7月以降ということで、こうした時期になっているところでございます。

今後につきましては、まさに制度がこの時期を迎えるまでの間に、さらに沖縄銀行、あるいはほかの銀行も含めて制度が本格的に立ち上がったらどうするかを決めていくということとしているところでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

花城貞光議員。

○花城貞光 議員

まず給与の地域手当の件についてでございますが、具体的に規則で定めるというふうになっておりますけれども、具体的に1級地から6級地までの地域はどういうところを想定しているのか教えていただけないでしょうか。

それと1級地だと100分の18、いわゆる20%近くのアップになるわけですが、実は、今、全国の給与に関する考え方が、こういう地域手当については、将来的にはこういう手当についてはなくしていくというふうな方向の考え方が、今、広がってきております。

そういう中で、確かに広域連合、沖縄全県にわたるものではあるわけですが、実際に東京に赴任するとか、九州に赴任するとか、そういうことが果たしてあるのかどうか。どうなのでしょう。もし、なければこの部分については必要な条例なのかどうかということがございますので、それも併せて伺わせてください。

それから、指定金融機関についてでございますけれども、具体的に将来、この指定金融機関は輪番制にする予定なのか。たまたま、今、何行か呼びかけをしたところ、手数料なしで協力的なところが沖縄銀行さんだったということで決定したようですが、その契約期間は何年を予定しているのか。今現在、沖縄銀行さんは1年と2カ月ですが、本来の契約期間というものは3年なのか、5年なのか、2年なのか。そのへんを教えてください。

すみません。それと輪番制を予定しているのかということですね。それと沖縄銀行さんがOKであればずっと永続的にそういう1社指定ということにもなるのか、ですね。そのへんも併せてお伺いさせていただきます。

○議長（又吉正信）

休憩いたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時48分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えをいたします。

まず53ページの地域手当でございますが、今のところ1級地として東京というものを定めてございます。ほかのところは今のところは定めはございません。

15条でこれをどういう趣旨でということでございますが、国家公務員との人事交流がございまして、国家公務員法では、地域を移動した場合に、その差額を一定期間保証するということが法律で決まっております。

こうしたことから国と、多くいろいろ交流がある県におきましても、このような規定が設けられておりますが、国家公務員を退職して採用されたものについて、一定期間、現給保障するという観点からこの規定が設けられているところでございます。

それからもう1つ、121ページの指定金融機関を今後どうするかということでございますが、現に県のほうは輪番制をとってございます。こちらのほうをどうするかというのは正直なところ全くの白紙でございまして、今後、関係金融機関の、例えば変えた場合には幾らになるのか。あるいはこのまま沖縄銀行にした場合は幾らになるのかといったことを踏まえて、来年の7月以降、7月までに検討し、こちらの議会のほうにお諮りするということになります。以上でございます。

(「議長、あと1回だけ」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

花城貞光議員。

○花城貞光 議員

地域手当についてはよくわかりました。

榊原局長、頑張ってください。

それから、指定金融機関についても要望とさせていただきますが、ぜひ沖縄銀行さんには今後も永続的に手数料なしでやっていただけるように、ぜひ事務局、頑張っていくことをお願いします。そういうことで要望いたします。ありがとうございました。

○議長(又吉正信)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

質疑なしと認め、これを終了します。

これより討論に入ます。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

○議長(又吉正信)

これから承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式条例の承認についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式条例の承認については、原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例についてを採決します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員定数条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員定数条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合監査委員条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合監査委員条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例についてを採決

します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長(又吉正信)

これから承認第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例については、原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第12号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第13号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第13号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第14号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第14号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第15号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第15号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第16号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例について採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第16号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第17号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第17号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第18号、沖縄県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第18号、沖縄県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例については原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

これから承認第19号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

異議なしと認めます。

したがって、承認第19号、沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定については、原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

追加日程第12、承認第20号、平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

それでは、これより提案者の提案説明を求めます。知念恒男連合長。

○連合長（知念恒男）

平成19年度、沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、詳しくは事務局長より説明させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

ご説明申し上げます。

資料125ページからでございます。

平成19年度沖縄県後期高齢者医療連合一般会計予算書についてご説明申し上げます。

125ページの第1条のところにございますように、歳入・歳出の予算の総額は、歳入・歳出それぞれ6億5,000円を計上してございます。

歳入についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、126ページでございます。

歳入につきましては、まず第1款の加入市町村からの分担金及び負担金が5億8,700万円というふうになってございます。

また2款の国庫支出金といたしまして、国から1,300万円の歳入を見込んでおります。

引き続きまして、歳出についてでございます。1枚おめくりいただきまして127ページでございます。

まず1款の議会費について269万円を計上してございます。

また2款の総務費といたしまして、5億9,702万1,000円を計上してございます。

また3款の公債費といたしまして、1,000円を計上してございます。

そして予備費といたしまして、29万3,000円を計上してございます。

詳細につきましては、以下の資料のとおりでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

ただいま説明がありましたけれども、説明に対して質疑を求めます。

質疑ありませんか。

（「議長」と言う者あり）

花城貞光議員。

○花城貞光 議員

恐れ入ります。きょうではなくていいのですが、これは要望なんですけど、分担金5億8,700万円の41市町村の負担金明細書がありましたら…。

あ、そうでしたか。どうも大変失礼いたしました。結構でございます。

○議長（又吉正信）

ほかに質疑ありませんか。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄 議員

今回、6億5,000円と。それで広域の負担ということで、5億8,700万円ということなんですけれども、そのほかに連合に、各市町村はほかにどういう負担があるのか。これだけで終わりと。要するにこれだけで各市町村の分はいいと。あとは保険料ということになるんでしょうけれども。ということなのかどうかですね。それをお伺いしたいと思います。

それともう1つは、135ページの広域連合電算システムリース料、これ3億2,000万円ですか。だいぶ大きいなというふうに思うんですけれども、これはどうして、この値段というのは、例えば先ほど条例でも長期にわたってリースできるということだったので、これ何年という形でやっているのか。例えば5年とか10年とか、そういうふうになって、その値段になっているのか。それとも別のことなのかよくわからないんですけれども、ちょっと大きいなというふうに思います。

それと、これからちょっとずれるんですけれども、実は各市町村においても、この広域連合がスタートするということで、電算のシステムのいろんな開発があつたりしているんですね。私は南風原ですけども、南風原でも今予算でマックスで一番最大に見積もって4,500万円というシステム開発をやっているんですよ。各市町村、41市町村全部それがあると思うんですけれども、そのへんのシステムの開発について連合のほうでまとめてやる必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、例えば、広域連合のシステムのリース料ということで3億やっている。その分が例えば各市町村にこのシステムが生かせるという形になるのかならないのか。要するに各市町村では独自でやっていくということなのか。いや、あまりにもちょっと金額が大きいものですから、これが41市町村全部がそういうふう

な値段になると膨大な量になるんですね。だから連合で、この分は連合でやる分、それとも市町村分も全部含めてなのか。そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。

19年度につきましては、まさに市町村のご負担はここにあるとおりでございます。これ以上のことは予定してございません。

それから、システムのリースについてでございますが、5年間のリースを考えてございます。ただし、初年度は導入経費がありますので、初年度は大きく、次年度以降は安くという形になります。

そして、最後の各市町村の電算についてのお話でございますが、ここに計上しておりますのは、広域連合としてのシステムでございます。これはもちろん安く済めば、当然市町村にお返しするというところでございます。

これに対しまして、市町村は市町村で、自分のところの税情報のシステムですとか、住基情報のシステムを改修いたしまして、こちらのほうに例えば情報提供していただくですとか、あるいは引き続き国民健康保険、74歳以下の方については市町村が保険者になりますので、そのために必要なデータ改修がございまして、それが議員おっしゃる、例えば4,000万円等それぞれの市町村で計上いただかなければならない経費でございます。

ただし、我々といたしましても、なるべく行革の精神にのっとりまして安くあげたいというふうに思っておりますので、例えばベンダーも1個1個の町村のベンダーが全部違うわけではございませんので、同じようなところで集まって何か安くなる知恵はないのか。今、事務的に検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄 議員

事務局長からそのへんはぜひ、要するに各市町村のシステム開発について業者は大体限られていますので、広域のほうでそのへんが調整できるのであればぜひやってほしいというふうに思います。それで安くできるのであれば大いに結構ですので、それをやってほしいというふうに、そのへん要望して終わりたいと思います。

○議長（又吉正信）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子 議員

136ページに総務費の中の選挙費ですけれども、34万円の計上の内容について詳しくご説明ください。

○議長（又吉正信）

香村一夫総務課長。

○総務課長（香村一夫）

お答えします。

連合規約の中に選挙管理委員を4名設けなさいということで規約に規定されていますので、その4名分の報奨費を計上してあります。

○議長（又吉正信）

比嘉敦子議員。

○比嘉敦子 議員

確かに「4名の選挙管理委員を置きます」とありますけれども、どういう形で選挙が行われるんですか、広域連合の中で。その点について。

○議長（又吉正信）

香村一夫総務課長。

○総務課長（香村一夫）

選挙管理委員のお仕事としては、連合長の選挙の場所の指定とか、あとは住民からの直接請求に関する審査とかが主な仕事になります。

（「わかりました」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ほかに質疑ありませんか。

富春治議員。

○富春治 議員

先ほども説明がありましたけれども、135ページの電算システム委託料とか、いろいろほかの方からの質問がありましたけれども、1点だけ、事務所借り上げ料というのがございますね。この720万円ですか、この数字について、従来、連合、私たちこれから長らく運営していく組織が、私ども41構成町村で、非常にこの1、2年の各構成市町村の予算組みを見ても大変厳しい予算、場合によっては3月ぎりぎりまで予算が組めないという市町村もあるわけです。ですから、この事務所を借り上げる、例えば私どもはうるま市の議会棟だとか、あるいはまたこれから管理部門とか、事業部門とかありますよね。こういう部門の各場所、そして720万円という積み上げられてきた事務所借入料の根拠、このへんをひとつご説明してください。以上1点です。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

この事務所の賃借料につきましては、うるま市のほう、我々もなるべく安く、かつ議場があるですとか、交通の便がいいとか、あるいは改修にあまりお金がかからないとか、そういった観点から準備委員会の段階から場所を選んでまいりました。その結果、広い議場がございまして、そして、かつほとんど改修もかかりません。そして、広い駐車場があってアクセスがいいということからこちらのほう、うるま市さんのほうからお借りするという事になったわけでございます。

根拠といたしましては、うるま市さんのほうで定める賃貸料を、特に私ども公共のものでございますので、半額減額という形でこの値段になっているところでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

富春治議員。

○富春治 議員

終わります。

○議長（又吉正信）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

質疑なしと認め質疑を終了いたします。

○議長（又吉正信）

これより討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

○議長（又吉正信）

討論なしと認め、これを終了します。

これから平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第20号、平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、原案のとおり承認されました。

○議長（又吉正信）

追加日程第13、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてを議題といたします。

それでは、これより提案者の提案説明を求めます。知念恒男連合長。

○連合長（知念恒男）

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてご説明の申し上げます。

地方自治法第291条の7第1項では、広域計画は、当該広域連合が設けられた後、速やかにその議決を経て広域計画を策定しなければならないとされております。

詳しいことにつきましては、事務局長のほうから説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

提案理由と広域計画の中身についてご説明申し上げます。

提案理由は140ページ、そして広域計画の具体的な中身は143ページからでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第291条の7第1項で、「広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を策定しなければならない」とされているところでございます。

また、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第5条では、広域計画の記載事項を①後期高齢者医療制度実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。それから②広域計画の期間及び改定に関する事と規定してございます。

これがこの案を提出する理由でございます。

そして、中身についてご説明申し上げます。

143ページでございます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画(案)でございます。

1、広域計画の策定にあたりというところで、(1)経緯ということで、これまでの設立に至ります経緯が述べられております。

そして(2)広域計画の趣旨ということで、2行目の中ほどでございますが、広域連合及び広域連合を組織する沖縄県全市町村が相互に役割分担を行い、後期高齢者医療制度の事務を総合的にかつ計画的に処理する事項について定めるということでございます。

そして(3)広域計画の項目でございますが、広域連合規約第5条によりまして、①後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関する事。

②広域計画の期間及び改定に関することを定めることとしてございます。

2の広域計画の基本方針についてでございますが、一段落目ですが、広域連合及び関係市町村が事務処理を行っていくための枠組となるものでございます。そしてこれによって広域連合と市町村の役割を明確にするということでございます。

二段落目ですが、本計画の推進にあたっては、後期高齢者医療制度の推進と密接な関係にある各市町村及び県の関係する医療及び介護に関する計画・事業と整合性を図ることとしてございます。

そして3の後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務ということでございますが、(1) 広域連合が行う事務といたしまして、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を定めてございます。

また、市町村が行う事務といたしまして、被保険者の資格管理に関する申請等の受付、被保険者等の引渡し、被保険者等の返還の受付、医療給付に関する申請等の受付など、それから保険料の徴収等、その他これに付随する事務を行うこととなっております。

そして145ページに移りまして、4、広域計画の期間及び改定に関することですが、この計画は原則といたしまして、平成20年度から24年までの5年間といたしまして、5年単位で見直しを行います。必要な場合には、随時改定ができるというふうに規定してございます。

以上でございます。

○議長（又吉正信）

これより質疑に入ります。

宮城寛諄議員。

○宮城寛諄 議員

1つだけわからないところがあるので質問したいんですけども。

144ページの「この計画は5年間とし」というところがあるんですけども、なぜ5年間なのかということちょっと質問したいんですけども。

と言いますのは、議員の任期は4年なんですね。という、場合によっては全くこの計画にかかわらないということもあり得るわけです。それでこういう計画を、具体的にもっと出てくると思うんですけども、そのへん5年に一度というよりも、せめて4年、3年とやれば、一度はそれにかかわってくるというふうになると思うんですけども。なぜ5年なのかという、区切りのいい5年なのかなというふうに思うんですけども、その点のご説明をお願いします。

○議長（又吉正信）

榊原毅事務局長。

○事務局長（榊原毅）

お答えいたします。

5年とした理由でございますが、今回の医療制度の改革全般で健康増進計画ですとか、あるいは医療計画ですとか、それから介護の支援計画、それから医療費適正化計画など、こうした医療あるいは介護などに関するものにつきましては、平成20年から5年計画でやるということとなっております。

先ほどもこの広域連合、健診をやったり医療給付をやりますが、やはりそういったほかの計画と整合性をもって事務を実施していくということから5年としているところでございます。以上でございます。

○議長（又吉正信）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

質疑なしと認め、これを終了します。

○議長（又吉正信）

これより討論を行います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

討論なしと認め、これを終了します。

これから沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定については原案のとおり可決されました。

○議長（又吉正信）

休憩します。

（午後3時25分 休憩）

（午後3時35分 再開）

○議長（又吉正信）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第14、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、関連しますので一括して議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

ご異議がないようでありますので、追加日程第14、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

知念恒男連合長。

○連合長（知念恒男）

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例及び議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に6月23日（慰霊の日）を加え休日とするための条例の一部改正となっています。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（又吉正信）

これより質疑を行います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（又吉正信）

質疑なしと認め、これを終了します。

○議長（又吉正信）

これより討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

討論なしと認め、これを終了します。

○議長(又吉正信)

これから議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合休日を定める条例の一部改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合休日を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

これから議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(又吉正信)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(又吉正信)

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成19年第1回後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会します。

(午後3時40分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成19年(2007年)4月27日

議 長 又 吉 正 信

署名議員 上 門 孝 子

署名議員 下 地 秀 一